

2006年(平成18年)5月12日

各位

本社所在地 大阪市中央区十二軒町5番12号  
上場会社名 株式会社マンダム  
代表者名 社長執行役員 西村元延  
コード番号 4917 東証第1部  
問合せ先 広報IR室  
大阪本社 室長 越川和則  
(TEL 06-6767-5020)  
東京office 次長 鈴木良彦  
(TEL 03-5204-9136)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第89期定時株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

- 記 -

### 1. 変更の理由

- (1) 子会社を含めた当社グループ事業の現状に即して事業目的の明確化を図るとともに、今後のグループ事業拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の項目を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことにもない、次のとおり、定款の変更を行うものであります。

会社法第326条第2項の規定に基づき、「会社の機関に関する規定(変更案第4条)」を新設するとともに、これにあわせて、新たに「会計監査人に関する章(変更案第6章)」を新設し、条項の整備を行うものであります。

会社法第939条の規定に基づき、電子公告の方法を採用するとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるために、現行定款第4条(変更案第5条)に所要の変更を加えるものであります。

会社法第214条の規定に基づき、株券を発行するために、「株券の発行に関する規定(変更案第7条)」を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株主の管理の効率化を目的として、単元未満株式についての権利を合理的な範囲で限定するために、「単元未満株式についての権利に関する規定(変更案第11条)」を新設するものであります。

会社法施行規則第94条および第133条ならびに会社計算規則第161条および第162条の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することにより株主の皆様へ提供したものとみなすことができるよう、「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

に関する規定（変更案第 17 条）」を新設するものであります。

会社法第 310 条第 5 項に基づき、株主様ご本人に代わって株主総会に出席することができる代理人の員数を制限するために、現行定款第 15 条（変更案第 19 条）に所要の変更を加えるものであります。

会社法第 370 条の規定に基づき、意思決定の機動性を確保するために、「取締役会の決議の省略に関する規定（変更案第 28 条）」を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、優秀な社外監査役人材を確保するとともに、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を現行定款第 32 条（変更案第 33 条）第 2 項として新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、優秀な会計監査人を確保するとともに、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定（変更案第 39 条）を新設するものであります。

会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、機動的な資本政策および配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等を取締役会決議をもって行うことを可能とする旨の規定（変更案第 41 条）を新設するものであります。なお、この規定の新設により、剰余金の配当等に関する株主総会の決定権が完全に排除されるものではございません。

上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、法令名・用語・表現の変更、条項の新設・削除その他所要の変更を加えるものであります。

（ 3 ）取締役会規程および監査役会規程の根拠を定款において明確にするために、「取締役会規程に関する規定（変更案第 29 条）」および「監査役会規程に関する規定（変更案第 36 条）」を新設するものであります。また、この新設にあわせて、定款の任意的記載事項である条項の一部（現行定款第 16 条・第 23 条・第 26 条・第 27 条・第 34 条・第 35 条）を削除するものであります。

（ 4 ）上記の変更にともない、条項の表題、条数、条文の表現等について所要の変更を加えるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日

<別紙：変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文記載省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 香水、化粧品、石鹸、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品の製造および販売</li><li>2. 衛生用品、化粧具、衣服類、身辺雑貨、日用雑貨の製造および販売 (新 設)</li><li>3. 食料品の販売</li><li>4. 前各号諸品の輸出入<u>業務</u>およびその代行業務 (新 設)</li><li>5. 不動産の売買、賃貸ならびに管理業務 (新 設)</li><li>6. 前各号に付帯する<u>事業</u>ならびに関連する一切の<u>業務</u></li></ol> <p>第3条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>事業</u>を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 香水、化粧品、石鹸、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品の製造および販売</li><li>2. 衛生用品、化粧具、衣服類、身辺雑貨、日用雑貨の製造および販売</li><li>3. <u>美容用具、美容機器、健康機器、医療機器の販売</u></li><li>4. 食料品の販売</li><li>5. 前各号諸品の輸出入およびその代行</li><li>6. <u>理容・美容院およびエステティックサロンの経営ならびに経営指導</u></li><li>7. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する代理業</u></li><li>8. <u>労働者派遣事業</u></li><li>9. <u>総合リース業</u></li><li>10. 不動産の売買、賃貸ならびに管理</li><li>11. <u>前各号の事業およびこれらに付帯または関連する事業を営む会社への投資</u></li><li>12. 前各号に付帯<u>または関連する一切の事業</u></li></ol> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(会社の機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>取締役会</u></li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>

<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>81,969,700株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)にかかる株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に売渡すことを請求(以下「買増請求」という)することができる。ただし、買増請求があるとき、当社が売渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。</u> <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき、名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>81,969,700株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「売渡請求」という)することができる。ただし、売渡請求があるとき、当社が売渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。</u> (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱</u></p>
---	---

場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、取扱わない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎決算期末における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。

前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、その他株式に関する手続および手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(新設)

(招集者および議長)

第13条 (条文記載省略)

(新設)

場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、取扱わない。

(削除)

(株式取扱規則)

第13条 当会社の株式に関する取扱および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第16条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみな

<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第17条 (第1項条文記載省略)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第19条 (第1項・第2項条文記載省略)</p> <p>取締役会は、その決議をもって、執行役員の中から社長執行役員を1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって、取締</p>	<p><u>すことができる。</u></p> <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を行使しうる他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u>ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内を終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>取締役会は、その決議をもって、執行役員の中から社長執行役員を1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議をもって、取締</p>
--	--

役のなかから取締役会長1名を選任することができる。

前条第3項の社長執行役員は、取締役のなかから選任するものとし、代表取締役として当会社を代表する。

取締役会は、社長執行役員のほか、取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第22条 当会社は、商法の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を同法の限度において免除することができる。

当会社は、商法の規定により、社外取締役との間に社外取締役の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または商法が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役および顧問)

第23条 取締役会は、その決議により相談役および顧問を置くことができる。

(招集)

第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意がある場合は前項の手続きを省略し、招集することができる。

(招集者および議長)

第25条 (条文記載省略)

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

役のなかから取締役会長1名を選定することができる。

取締役会は、その決議をもって、取締役のなかから代表取締役を選定する。なお、前条第3項の社長執行役員は、取締役のなかから選定するものとし、代表取締役を兼任する。

(削除)

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を同法の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に社外取締役の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意がある場合は前項の手続きを省略し、開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第27条 (現行どおり)

(削除)

(新設)

(議事録)

第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(新設)

## 第5章 監査役および監査役会

(員数および選任)

第28条 (第1項条文記載省略)  
監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第30条 (条文記載省略)

(報酬)

第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、商法の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を同法の限度において免除することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議の目的事項につき、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該目的事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任方法)

第30条 (現行どおり)  
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(第35条へ移設)

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を同法の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に社外監査役の当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじ



<p>(招 集)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意がある場合は前項の手続きを省略し、<u>招集</u>することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>出席監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>め定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意がある場合は前項の手続きを省略し、<u>開催</u>することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議をもって、<u>監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または<u>定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する</u></p>
--	---

<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)  <u>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)  <u>第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当金)  <u>第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条の5の規定に従い、金銭の分配(中間配当金)を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)  <u>第39条 利益配当金および中間配当金はその支払い開始の日より3年間経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u>  <u>受領遅滞の利益配当金および中間配当金については、利息を付さないものとする。</u></p>	<p><u>額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日)  <u>第42条 当社は、剰余金の期末配当の基準日を毎年3月31日、中間配当の基準日を毎年9月30日として、当該基準日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、配当を行うことができる。</u>  <u>当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日より3年間経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u>  <u>前項の金銭には、利息を付さないものとする。</u></p>
--	---

以上